

所得税と市・県民税  
申告期限は3月15日

# 申告受付が始まります

平成23年分の所得税の確定申告と市・県民税の申告受付を、次の日程で行います。必要な書類の準備は、もうお済みですか。例年、申告期限が近づくと、会場は大変混雑します。申告書は自分で書いて、早めに申告を済ませましょう。確定申告書の作成・印刷には、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご利用いただくと便利です。

## 問合せ

所得税について…大垣税務署 (☎78-4101 自動音声案内2番)  
市・県民税について…市役所課税課 (内線344~347)

## ～自分で書いて 早めの申告を！～

申告受付は  
市役所と出張会場

市・県民税の申告受付を、市役所本庁舎4階大会議室と市内7か所の出張会場で行います。会場では、受付、記載(一般・収支)、税額計算の各コーナーを経て申告書を提出します。申告がスムーズに進むよう、

次の2点にご協力ください。  
① 昨年の控えを参考に自分で記入する自書申告  
② 事前に医療費領収書の計算や収支内訳書を作成  
また、午前中は申告会場の混雑が予想されますので、午後のご利用をお勧めします。



## 市・県民税の申告に必要なもの

- ① 申告書、印鑑、筆記用具、計算機
- ② 源泉徴収票(原本)または給与明細など
- ③ 営業、農業、不動産などの収入がある人は、収入金額や必要経費がわかる書類など
- ④ 各種控除を受けるための証明書など

- ・医療費控除、寄附金控除、社会保険料控除…領収書や証明書
- ・生命保険料控除、地震保険料控除…保険会社など発行の申告用控除証明書
- ・障害者控除…障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
- ・勤労学生控除…在学を証明する書類
- ・配偶者特別控除…配偶者の収入がわかるもの

## 申告書を郵送で提出する場合は

計算・記入済みの申告書は、郵送でも提出することができます。申告者の住所・氏名・電話番号・生年月日を必ず記入し、押印のうえ郵送してください。  
＜所得税の確定申告書＞  
▷ 郵送先／大垣税務署(〒503-8556 丸の内2-30)  
▷ 備考／控えに税務署収受日付印が必要な人は、返信用封筒(切手貼付、宛名記入)を同封してください  
＜市・県民税申告書＞  
▷ 郵送先／大垣市役所課税課(〒503-8601 丸の内2-29)

所得税・消費税の確定申告 贈与税の申告	とき	2月13日(月)～3月15日(木)＜土・日を除く＞	午前9時～午後5時
	ところ	市民会館 3階会議室(上記期間中、税務署には申告会場を設けていません)	

※ 株式会社・土地などを売られた人、青色申告の人、事業に伴う経費の算定が不明の人、新たに事業を始められた人、雑損控除を受けられる人、修正・訂正、損失関係の申告の人は、上記会場をご利用ください

※ 平成23年分所得税の確定申告書を提出される人は、市・県民税の申告の必要はありません

市・県民税の申告	主会場	とき	2月16日(木)～3月15日(木)＜土・日を除く＞	午前8時30分～午後5時
		ところ	市役所本庁舎 4階大会議室(上記期間中、課税課には申告会場を設けていません)	
出張会場		とき(時間はいずれも午前9時～午後4時)	ところ	
		2月7日(火)・8日(水)	西部研修センター 1階多目的ホール	
		2月9日(木)	情報工房 5階スィングホール	
		2月13日(月)・14日(火)	墨俣地域事務所 1階大会議室	
		2月20日(月)・21日(火)	子育て総合支援センター 1階多目的ホール	
		2月22日(水)・23日(木)・24日(金)	中川地区センター 1階多目的ホール	
		2月27日(月)・28日(火)・29日(水)・3月1日(木)・2日(金) 3月5日(月)・6日(火)・7日(水)・8日(木)・9日(金)	赤坂総合センター 3階ホール 上石津地域事務所 2階2-1会議室	

## 平成24年度市・県民税の主な改正点

### ● 19歳未満の扶養控除の見直し

- ① 16歳未満の者に対する扶養控除が廃止されました。 ※1
- ② 16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除について、上乗せ部分(12万円)が廃止され、扶養控除の額が33万円となりました。

扶養控除 33万円 ↓ 廃止	上乗せ部分 12万円 ↓ 廃止	一般 扶養控除 33万円	特定 扶養控除 45万円	一般 扶養控除 33万円	老人 扶養控除 38万円
0歳～15歳	16歳～18歳	19歳～22歳	23歳～69歳	70歳～	
控除対象扶養親族 扶養親族					

※1 扶養控除は廃止されますが、市・県民税の非課税限度額の判定に用いるため、申告書には16歳未満の扶養親族に関する記入欄が追加されました

### ● 同居特別障害者加算の見直し

扶養控除の見直しに伴い、扶養親族または控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除または配偶者控除の額に23万円を加算する措置が、障害者控除に加算する措置へと改められました。

(例) 16歳未満の扶養親族が同居特別障害者であった場合

＜改正前＞		＜改正後＞	
扶養控除	33万円	扶養控除	廃止
同居特別障害者加算 (扶養控除への加算)	23万円	同居特別障害者加算 (特別障害者控除への加算)	23万円
+		特別障害者控除	30万円
特別障害者控除	30万円		

### ● 寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ

寄附金税額控除の対象となる適用下限額が5千円から2千円に引き下げられました。

## 市有地の売り払い

申し込みは  
2月15日まで

市は、市内5件の市有地を、公募により売り払います。

\* 資料請求・申込 / 2月1日～15日までに直接、契約課へ(郵送、電話などは不可)詳しくは、同課(内線332・333)へ。



物件番号	土地の所在	地目	実測面積	公募価格
③	赤坂町字宿ノ町3354番7	宅地	189.65㎡	7,470千円
④	荒尾町字池ノ西61番10	宅地	97.21㎡	2,397千円
⑤	昼飯町字東町田547番5	雑種地	324.69㎡	10,752千円
⑥	草道島町字若宮148番13	宅地	150.99㎡	3,968千円
⑩	墨俣町二ツ木字沼田329番14	宅地	212.13㎡	11,961千円

## 案内

### 図書館の臨時休館

市立図書館・上石津図書館・墨俣図書館は、蔵書点検と電算管理システム更新のため、次の期間中は休館およびホームページを閉鎖します。

＜臨時休館及びHP閉鎖期間＞  
2月21日(火)～29日(水)  
※ 墨俣図書館は20日(月)から休館

詳しくは、市立図書館(☎78-2622)へ。



### 国有地の売り払い

東海財務局岐阜財務事務所は、市内2か所の国有地を一般競争入札で売り払います。

\* 売却物件 / 南若森5丁目77番1(面積:687.80㎡、最低価格:1,940万円)ほか1件

\* 受付期間 / 2月9日～15日  
資料請求や申し込みなど詳しくは、同事務所売却担当(☎058

-247-4252)へ。

### 交通遺児に 激励金を支給します

県は、高校生までの交通遺児を対象にして、5月5日の「こどもの日」に激励金を贈ります。

\* 激励金額 / 乳幼児・小学生: 1万5,000円、中学生: 2万円、高校生: 2万5,000円(1人当たり)

\* 申込 / 2月17日までに市生活安全課へ  
詳しくは、同課(内線423)へ。

### アクアト県民優待 入館料半額キャンペーン

世界淡水魚園水族館「アクアトぎふ」(各務原市)は、2月4日(土)から12日(日)までの期間、県民優待入館料半額キャンペーンを実施します。

期間中は、運転免許証など住所がわかるものを提示すると、県内在住者1人につき4人までが入館料半額となります。

開館時間は、午前9時30分～午後6時(平日は午後5時まで、最終入館は各1時間前)。

詳しくは、同水族館(☎0586-89-8200)へ。

## シリーズ

# 平成24年4月から ごみの分別変わります！ プラスチック製容器包装の収集

＜問合せ＞  
クリーンセンター  
(☎89-4124)

リサイクルセンターの稼働に合わせ、4月から「プラスチック製容器包装」の収集が始まります。シリーズでお伝えしている今回は、リサイクルの意義やその効果についてご紹介します。

### 【なぜ、プラスチック製容器包装のリサイクル?】

石油から作られるプラスチックは、さまざまな製品に姿を変え、私たちの身近にあふれています。使い勝手が良い反面、ごみとなるものも多く、一般家庭からでる生活系のごみの容積で約40%、重量で約10%を占めると言われています。これらを生リサイクルすることは、石油資源の有効利用とともに可燃ごみの減量にもなります。

燃やす量が減ればCO2が削減され、地球温暖化防止につながります。大垣市では、年間約900ト、ごみ収集車500台分の可燃ごみの減量化が見込まれ、東京ドーム1個分の約2,500トのCO2が削減できる試算です。

一人ひとりの成果は小さくても、集まれば大きな力になります。4月から始まる新たな分別に、ご協力ください。



新たな分別対象となるプラスチック製のボトル類・カップ類・トレイ(パック)類

## ご存知ですか? 屋外広告物のルール

屋外広告物を設置するには、あらかじめ市の許可を受けることが必要です(一定面積以下の自家広告物を除く)。これは、良好な景観を守るとともに、倒壊などによる事故を防止するためです。

新たに屋外広告物を設置する場合は、事前に許可申請を行い、すでに設置している場合は、許可シールの有無やその有効期限の確認をお願いします(許可は手数料が必要です)。

なお、市は、未申請の屋外広告物の調査・指導を順次行っています。ご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、都市計画課(東庁舎2階 内線669)へ。

### 【屋外広告物とは?】 【違反広告物を除去】

ビルの屋上広告、建物の壁面広告、電柱広告など、屋外に継続して表示する広告物で、内容が非営利の広告も含まれます。市は、市民の皆さんの協力を受けながら、電柱や信号機、街路灯などに取り付けられた違反広告物を取り除いています。

## 飼い主のマナー 守ってほしいワン!

＜問合せ＞  
環境衛生課  
(内線415・418)



### ◎ 飼い主のマナーの徹底を!

散歩の時には、責任を持ってフンの後始末をしましょう。無責任な放し飼いは絶対にしないでください。

### ◎ 飼い犬の登録と狂犬病予防注射

生後91日以上の飼い犬は、市への登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。登録および注射を受けていない場合は、いずれも動物病院で行ってください。料金は、登録料が3,000円、注射が3,070円(手数料などが別途必要)です。

## 住所異動の届け出しは速やかに正しく!!

住民登録は、氏名、生年月日、性別、住所、世帯主との続柄などが記録され、大垣市民であることを証明する大切なものです。これらは、国民健康保険、国民年金、子ども手当などの各種行政サービスの基礎ともなっています。

間もなく、就職・転勤・転入学など春の異動シーズンを迎えます。異動した先でも確実に行政サービスが受けられるよう、転入・転出・市内転居などで住所を移される人は、住民登録に関する届け出を速やかに行ってください。

詳しくは、窓口サービス課(内線444・445)へ。

